

# こんな時は、クーリング・オフできません

たとえば、訪問販売・電話勧誘販売で購入していて、契約書面を受け取ってから、8日以内であっても、クーリング・オフができない場合があります。

★仕事用、営業用に購入したとき

★現金取引で3,000円未満の契約

★化粧品、健康食品などの消耗品で、開封・使用したときの使用分

ただし、書面にこの旨の記載がない場合と、販売業者に誘導されて開封した場合は、クーリング・オフできます。

★乗用自動車（一度も乗っていないくてもダメです）

★路上勧誘（キャッチセールス）で営業員に飲食店内に誘われ、そこでそのまま外食した代金（カラオケ代金も同じです）

★葬儀、電気やガスの供給契約



詳しくは、お近くの  
消費生活相談所へ  
御相談ください。

